

理工展 参加規程

早稲田大学西早稲田キャンパスで開催される「理工展」へ参加する団体は、理工展へ参加申請および準備等をするに際して、この「理工展 参加規程」（以下「本規程」という。）を遵守しなければならない。

第一条（目的）

本規程は、理工展に参加する団体に対し、適正な参加申請、並びに理工展の準備、開催及び撤収時の事故等を防止し、理工展の安全かつ円滑な運営のために遵守しなければならない事項を定めることを目的とする。

第二条（理工展の理念）

参加団体は以下に記載されている「早稲田大学理工学術院における理想の学園祭」という理念に基づいた企画を運営しなくてはならない。

早稲田大学理工学術院における理想の学園祭

- 一 早稲田大学理工学術院を中心とした全学的な祭典の場
- 一 理工学の感動を分かち合い、夢や希望を抱ける場
- 一 多様な文化活動の発表を通じて、早稲田大学の魅力を感じられる場
- 一 様々な体験を通じて、向上や進歩のきっかけを得られる場

第三条（用語の定義）

本規程における主な用語の定義は、以下の通りとする。

- 一 「参加団体」とは、理工展に出展する団体のことをいう。
- 二 「構成員」とは、参加団体に所属する者のことをいう。
- 三 「理工展関係者」とは、理工学術院統合事務所の方々、理工展準備日や当日清掃などをしてくださるスタッフの方々、理工展連絡会に所属する者、参加団体構成員の一部または全員のことをいう。
- 四 「理工展期間」とは、理工展準備日と理工展当日の期間のことをいう。
- 五 「理工展開催場所」とは、早稲田大学西早稲田キャンパスとそこに位置している建物の総称のことを指す。
- 六 「企画」とは、参加団体が理工展開催期間において、来場者に提供する物販・展示・サービス等のことをいう。
- 七 「期間内作業」とは、第三条（用語の定義）第四項で定義する理工展期間内で

の作業及び企画の運営のことをいう。

八 「撤収」とは、「期間内作業」のうち理工展開催時間終了後、参加団体が行う撤収作業のことをいう。

九 「出展場所」とは、参加団体に対し、理工展準備日及び当日において作業を目的として、理工展連絡会が使用を許可した場所のことをいう。

一〇「貸与物品」とは、使用物品のうち、早稲田大学または理工展連絡会が所有し、参加団体に貸与した物のことをいう。

一一「危険物」とは、物品のうち、火器、刃物、薬品等、来場者及びその他企画の運営を行うにあたって事故に結びつく危険性のある物のことをいう。

一二「参加団体総会」とは、理工展連絡会が実施する参加団体に向けての説明会のことである。

一三「理工展連絡会に報告」とは、変更する項目や事故が起きた際や、傷病人を発見した場合にその旨を報告する行為のことである。理工展準備日・当日以前の場合は募集説明会資料に記載されている「参団アドレス」へ、理工展準備日・当日の場合は理工展本部に参加団体が報告することとする。

第四条（参加申請）

- 1 参加団体は参加申請に当たり、参加申し込みに関する書類等を定める期日までに提出しなければならない。
- 2 参加団体は参加申請に当たり、本規程末尾の参加規程誓約書を定める期日までに提出しなければならない。
- 3 参加団体は、理工展連絡会から理工展への参加許可を受けた場合、理工展への参加を辞退することはできない。ただし、理工展連絡会からの要請に応じて辞退する場合、または、本規程第十六条（罰則）に該当した場合は、この限りではない。
- 4 参加団体は、安全管理上の問題などの事由により、企画内容について理工展連絡会から指示があった場合、それに従わなければならない。

第五条（企画管理者に関する事項(ステージ出演団体は除く)）

- 1 企画代表者は、理工展準備日および当日時点で早稲田大学に所属する学生に限る。
- 2 企画代表者、企画副代表者、および企画会計である者は、企画管理者となる。
- 3 参加団体は、企画管理者を上記の役職を含めて原則 3 名以上選び、理工展連絡会に報告しなければならない。
- 4 企画管理者のうち企画代表者 1 名は、理工展連絡会が行う参加団体総会に出席しなければならない。
- 5 企画運営中は企画管理者のうち少なくとも 1 名は企画の出展場所に常駐しなければならない。
- 6 企画管理者は企画で使用する物品等を管理し、期間内作業時の監督をしなければならない。また、各参加団体の構成員に周知させなければならない。

- 7 企画管理者を変更する際は、理工展連絡会の許可を得なければはならない。

第六条（期間内作業に関する事項）

- 1 参加団体は各企画の出展場所、または理工展連絡会が指定する場所で期間内作業ができる。
- 2 参加団体は、企画管理者の監督なしに、期間内作業を行ってはならない。ただし、ステージ出演団体はこの限りではない。
- 3 参加団体は、理工展連絡会が定める期間内作業が可能な時間帯以外で、期間内作業を行ってはならない。ただし、事前に理工展連絡会に申請し、許可を得た場合は、この限りではない。
- 4 酒気帯び状態で理工展開催場所での期間内作業を行ってはならない。
- 5 参加団体は、各企画の出展場所において期間内作業を開始・終了するときは、理工展連絡会に報告をしなければならない。
- 6 構成員以外に期間内作業を行わせてはならない。
- 7 参加団体は、期間内作業中に事故や傷病人が発生した場合は、直ちに理工展連絡会に報告しなければならない。
- 8 参加団体は、撤収時、出展場所の原状回復及び清掃管理を行わなければならない。なお、原状回復及び清掃管理は、理工展連絡会が点検を行い、承認されたことをもって完了したものとする。
- 9 参加団体が原状回復や清掃管理を行わない、または原状回復や清掃管理について理工展連絡会の指示に従わない場合は、理工展連絡会の判断によって、原状回復及び清掃管理を行う。それに費用がかかった場合は費用を当該参加団体に請求し、当該参加団体はその請求に応じなければならない。

第七条（貸与物品に関する事項）

- 1 参加団体は理工展連絡会からの貸与物品をあらかじめ申請することができる。
- 2 参加団体は、物品の保管、使用の安全性に万全を期し、作業時の事故防止に努めなければならない。
- 3 貸与物品を紛失、または破損した場合、参加団体がその賠償の責任を負う。ただし、経年劣化等の詮方無い原因による破損等はこの限りでない。
- 4 参加団体は、貸与物品を理工展連絡会が許可した以外の方法、場所で使用してはならない。

第八条（危険物の使用に関する事項）

- 1 危険物の使用を希望する場合は、使用用途及びその他理工展連絡会が求める事項を理工展連絡会に報告し許可を得なければならない。
- 2 参加団体は、理工展連絡会の許可なく、危険物を理工展開催場所へ持ち込んではいけな

い。

第九条（食品の頒布に関する事項）

- 1 参加団体は理工展連絡会の許可なく飲食物の提供をしてはならない。
- 2 参加団体は、食品を配布及び販売する企画を行う場合は、理工展連絡会の定める方法により、食品名、保管方法、その他理工展連絡会が求める事項を理工展連絡会に報告しなければならない。
- 3 参加団体は、食品を配布及び販売する場合、食品が来場者の健康を損なう恐れのないよう食材その他物品を管理し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 参加団体は、食品の調理を行う場合、理工展連絡会の定める場所で行わなければならない。

第十条（企画場所の装飾）

参加団体は、企画の出展場所を装飾する場合、別途、参加団体総会で理工展連絡会が提示する「装飾規程」に従わなくてはならない。

第十一条（電気機器の使用に関する事項）

参加団体は、電気機器を使用する場合、別途、参加団体総会で理工展連絡会が提示する「電気規程」に従わなければならない。

第十二条（来場者の安全管理）

- 1 参加団体は、自らが開催する企画において、人的及び物的被害を受ける恐れがないように、来場者を指導・監督し、物品等を管理するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 参加団体は、来場者に工作や実験行為等を体験させる企画を実施する場合、必要に応じて、来場者への注意喚起を行わなくてはならない。
- 3 参加団体は、必要に応じて、来場者の企画の開催場所への誘導、行列の整理等を行うものとする。
- 4 理工展期間中に生じたいかなる損害に対して、早稲田大学及び理工展連絡会は一切責任を負わないものとする。

第十三条（不可抗力）

地震、火災、台風、及びその他やむを得ない事由により、理工展が延期または中止となった場合に発生する参加団体の損失・損害について、早稲田大学及び理工展連絡会は一切責任を負わないものとする。

第十四条（緊急時の対応）

参加団体は、緊急時対応のため、理工展連絡会からの指示があった場合、それに従わなくてはならない。

第十五条（協賛に関する事項）

参加団体は、理工展を名目とした協賛を外部団体・企業等から獲得し、理工展において頒布及び展示をしてはならない。ただし、理工展期間に限らず外部団体・企業から支援を受けている場合で、理工展連絡会にその旨を伝え、理工展連絡会が了承した場合は、この限りでない。

第十六条（罰則）

参加団体が以下の内容に該当したとき、理工展連絡会は当該参加団体の理工展への参加における一部または全部の許可を取消し、当該参加団体の参加を中止できるものとする。また、当該参加団体への補助金支給の停止や今後の理工展への参加禁止等の必要な措置を講じることができる。

- 一 参加申請において、虚偽の申請をした、または必要な申請をしなかった場合
- 二 理工展関係者及び来場者等の迷惑になる、もしくは理工展の円滑な運営を妨げるような言動をした、またはその恐れがある場合
- 三 公序良俗に反する行為、またはその恐れがある場合
- 四 理工展または理工展関係者等の名誉、または信用を損なう言動をし、またはその恐れがある場合
- 五 早稲田大学の名誉、または信用を損なう言動をした、またはその恐れがある場合
- 六 本規程に違反した場合
- 七 別途理工展連絡会が定める規程に違反した場合

第十七条（情報管理・権利処理）

- 1 理工展の円滑な運営のため、参加団体が提供した個人情報を理工展連絡会が大学側に開示することがある。
- 2 参加団体は、理工展で企画を実施するにあたって、必要な著作権等の権利処理を参加団体の責任において処理するものとする。
- 3 参加団体は、理工展連絡会が企画の権利処理に関する報告を求めたときは、その求めに従って、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 第六十六回理工展終了後以降、情報の削除を希望しなかった団体は、第六十七回理工展の告知などの際に参加団体が提供したデータを用いることがある。削除を希望した参加団体、個人はこの限りではない。

第十八条（矢口くんの使用に関する事項）

- 1 「矢口くん」とは、理工展のマスコットキャラクターである。
- 2 矢口くんの著作権は理工展連絡会が所有するものとする。
- 3 参加団体は、企画の装飾・宣伝などに矢口くんを原則自由に使用することができるものとする。
- 4 参加団体の使用方法が矢口くん及び理工展のイメージを損なうものであると理工展連絡会が判断し、参加団体に企画の装飾・宣伝に用いた矢口くんの使用中止を求めた場合、参加団体はそれに応じなければならない。

第十九条（その他）

- 1 参加団体は、理工展連絡会が本規程の条項の変更・追加をした場合はこれを遵守するものとする。
- 2 本規程を変更した場合は、理工展連絡会は参加団体側へ変更の内容を周知しなくてはならない。

第二十条（付則）

本規程は令和元年五月二五日より施行する。

第二十一条（適用期間）

本規程は第二十条（付則）で定めた施行日から次年の理工展参加団体募集説明会開催日の前日までを適用期間とする。

以 上

理工展参加規程 誓約書

令和 元年 月 日

理工展連絡会行

弊団体は、理工展参加規程を遵守することを誓約いたします。

団体名 _____

企画代表者氏名 _____ 印